平成２１年（フ）第９０８号
千葉県市原市島野1694番地１
債務者　山本　隆一
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４１号
千葉市中央区大森町282番地18、申立時の住所千葉市中央区南町３丁目１番４号　セレナハイム蘇我306号
債務者　川口　正男
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４００号
千葉市花見川区長作町1231番地11　小川コーポ102号
債務者　三浦　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０１号
千葉県八千代市八千代台東４丁目８番３号　当麻コーポ102号
債務者　渡辺　竜太
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１０号
千葉県船橋市山手２丁目２番１―604号
債務者　三戸　春男
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２４号
千葉県市川市市川２丁目21番18号　パークハイツ202号
債務者　田村　泰光
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２５号
千葉県市川市市川２丁目21番18号　パークハイツ202号
債務者　田村　明美
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３３号
千葉市中央区千葉寺町876番地　県営住宅千葉寺１棟740号
債務者　石本　伸貴
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４０号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区１棟307号
債務者　住谷　隆之
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７９号
千葉県船橋市芝山２丁目５番11棟103号、申立時の住所千葉県船橋市薬円台３丁目17番26号　ヴィラ薬園台202号
債務者　田谷　　一
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９４号
千葉県船橋市印内町651番地　リーゼンラート７―403号
債務者　浅川　芳元
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９８号
千葉県八千代市八千代台南３丁目１番２号　ハイム八千代102
債務者　藤本フジエ
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０３号
千葉県習志野市谷津３丁目１番48―504号
債務者　戸嶋　幸二
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０５号
千葉県市川市相之川４丁目５番４―204号　第６グランドコーワ
債務者　池本　隼人
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１９号
千葉県市原市五井2186番地　ロイヤルワコー205
債務者　堀米　四郎
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２６号
千葉県浦安市堀江１丁目34番38―206号　かきやビル
債務者　磯部　鈴雄
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４７号
千葉市緑区大木戸町1185番地の16
債務者　中村　幸子（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係